

通達甲（交．規．道２）第４号

令和３年３月３１日

存	続	期	間
---	---	---	---

各 所 属 長 殿

交 通 部 長

制限外許可取扱要綱の全部改正について

〔沿革〕令和４年５月通達甲（副監．交．免本．管１）第１３号改正

このたび、別添のとおり、制限外許可取扱要綱の全部を改正し、令和３年４月１日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

おって、制限外許可取扱要綱の制定について（昭和４６年１１月３０日通達甲（交．規．道２）第１１６号）は廃止する。

## 別添

### 制限外許可取扱要綱

#### 第1 目的

この要綱は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）に規定する車両の設備外積載許可（法第56条第1項の規定による警察署長（高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。）の許可をいう。以下同じ。）、荷台乗車許可（法第56条第2項の規定による警察署長の許可をいう。以下同じ。）及び制限外積載許可（法第57条第3項の規定による警察署長の許可をいう。以下同じ。）（以下総称して「制限外許可」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

#### 第2 制限外許可の申請

- 1 制限外許可の申請は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「施行規則」という。）別記様式第4の許可申請書2通を、出発地を管轄する警察署長に提出させるものとする。
- 2 申請者は、制限外許可の申請に係る車両の運転者とする。運転者が複数の場合は、その全員を申請者とし、許可申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。
- 3 警察署長は、制限外許可の申請を受けた場合は、許可申請書の記載事項に不備がないことを確認した上で当該申請を受理するものとする。この場合において、制限外許可の審査に必要な資料の提出を求めるものとする。
- 4 警察署長は、前記1の場合において、許可申請書の提出先の誤り、記載内容の誤りその他当該制限外許可の申請に不備があるときは、申請者に対し、補正を求めるものとする。この場合において、申請者が補正を拒否し、又は補正をしないときは、当該申請書をそのまま受理した上で当該申請を不許可とするものとする。
- 5 同一の車両につき、他の種類の制限外許可が同時に必要となる場合は、主たる制限外許可に係る許可申請書に従たる制限外許可に係る事項を併せて記載させることにより、必要な種類の制限外許可の申請があったものとみなすものとする。

#### 第3 制限外許可の単位及び期間

- 1 制限外許可をする場合は、次によるものとする。
  - (1) 制限外許可の判断は、1個の運転行為ごとに行うこと。
  - (2) 制限外許可の期間は、1個の運転行為の開始から終了までに要する期間とすること。
- 2 前1の規定にかかわらず、同一の運転者により定型的に反復かつ継続して行われる運転行為であって、次の要件を全て満たすものは、包括して1個の運転行為とみなし、制限外許可の期間を1年以内とすることができる。
  - (1) 車両が同一であること。
  - (2) 同一品目の貨物を同一の方法で積載し、又は同数の人員を同一の方法で乗車させ、運転するものであること。

(3) 運転経路が同一であること。

#### 第4 許可の申請の審査等

##### 1 審査事項

警察署長は、制限外許可の申請を受理した場合は、提出された資料又は実査により次の事項について許可するかどうかの審査を行うものとする。

- (1) 対象となる積載物又は人員及びその範囲
- (2) 積載物の重量並びに長さ、幅及び高さ
- (3) 積載又は乗車の方法
- (4) 運転の期間及び経路
- (5) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

##### 2 制限外許可の範囲及び基準

###### (1) 制限外許可の範囲

###### ア 設備外積載許可

設備外積載許可は、次のいずれかに該当する場合であって、他に積載の方法がなく、当該車両の構造並びに道路及び交通の安全上支障がないと警察署長が認めるときに行うものとする。

- (7) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に定める選挙運動又は政治活動を行う場合
- (イ) 祭礼行事等のため車両装飾を行う場合
- (ロ) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

###### イ 荷台乗車許可

荷台乗車許可は、次のいずれかに該当する場合であって、他に輸送の方法がなく、当該車両の構造並びに道路及び交通の安全上支障がないと警察署長が認めるときに行うものとする。

- (7) 貨物の積卸しに必要な最低限度の人員（法第55条第1項ただし書により、当該貨物を看守するために荷台に乗車できる必要な最小限度の人員（大型貨物自動車は3人以下、それ以外の貨物自動車は2人以下）を除く。）を輸送する場合
- (イ) 災害等の発生時に応急作業員を輸送する場合
- (ロ) 災害等の発生に伴い、公共交通機関の代わりに通勤、通学等をする者を輸送する場合
- (エ) その他社会通念上やむを得ないと認められる場合

###### ウ 制限外積載許可

制限外積載許可は、貨物が形態上単一の物件であり、かつ、分割し、又は切断することにより当該貨物の効用又は価値を著しく損なうと認められる場合であって、他に積載する方法がなく、当該車両の構造並びに道路及び交通の安全上支障がないと警察署長が

認めるときに行うものとする。

## (2) 許可の基準

警察署長は、前（１）のアからウまでに該当し、かつ、交通規制課長が別に定める基準（以下「許可基準」という。）を全て満たす場合に限り、制限外許可をするものとする。

## 第５ 道路管理者との連携

警察署長は、受理した制限外許可の申請に係る車両の通行が道路法（昭和２７年法律第１８０号）第４７条の２第１項の規定による道路管理者の許可を必要とする場合は、当該制限外許可の申請に係る運転経路の道路の道路管理者と連携を図るよう努めるものとする。

## 第６ 本部主管課との調整

警察署長は、次のいずれかに該当する制限外許可をしようとする場合は、交通部長（交通規制課道路第二係経由）の指示を受けなければならない。

- (1) 積載物の重量又は長さ、幅若しくは高さ又は積載の方法が、許可基準を超える場合であって、制限外許可をする客観的な必要性が認められるとき。
- (2) 運転経路が、道府県警察の管轄区域に及ぶなど長距離にわたる場合であって、申請に係る道路及び交通の状況が明らかでなく、かつ、関係道府県警察に対して照会することが困難であるとき。

## 第７ 交番等における処理

- 1 警察署長は、次に掲げる制限外許可については、交番、駐在所及び分駐所等において処理させることができる。

### (1) 設備外積載許可及び荷台乗車許可

当庁管内のみの通行であり、かつ、交通の安全上支障がないと認められるもの

### (2) 制限外積載許可

当庁管内のみの通行であり、交通の安全上支障がないと認められるものであって、かつ、貨物を積載した状態の車両と当該貨物を合わせた部分の大きさが次の基準に適合するもの

- ア 全長 １５メートル以下
- イ 全幅 車両の幅にその幅の１０分の２の幅を加えた幅以内
- ウ 全高 ４メートル以下

- 2 前１の規定により制限外許可をした者は、速やかに警察署長に報告しなければならない。

## 第８ 補足事項

この要綱に定めるもののほか、制限外許可のために必要な事項は、交通規制課長が別に定めるものとする。